

裁判長  
認 印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 2 年 (才) 第 9 9 1 号 平成 2 2 年 (受) 第 1 2 1 8 号
決 定 日	平成 2 3 年 2 月 1 5 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	田 原 睦 夫 那 須 弘 平 岡 部 喜 代 子 大 谷 剛 彦
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	高松高等裁判所平成20年(ネ)第108号(平成22年3月25日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年2月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 大 杉 五 志 

当事者目録

上告人兼申立人	西日本電信電話株式会社
同代表者代表取締役	大竹伸 一
同訴訟代理人弁護士	高坂敬 三 ほか
被上告人兼相手方	重見幸 春
被上告人兼相手方	高野長 藏
被上告人兼相手方	矢野佳 久
上記3名訴訟代理人弁護士	東 俊 一 ほか

これは正本である。

平成 23 年 2 月 15 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

大 杉 五 志

